

関 連 資 料

1	世界人権宣言	49
2	日本国憲法（抜粋）	56
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59
4	群馬県人権施策推進会議 設置要綱	61
5	群馬県人権教育・啓発推進懇談会 設置要綱	63
6	群馬県人権教育・啓発推進懇談会 委員名簿	65

世界人権宣言

1948年12月10日第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動し

なければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の

正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

平成21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

【基本的人権】

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

【自由及び権利の保持義務と公共福祉性】

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【個人の尊重と公共の福祉】

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界】

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

【思想及び良心の自由】

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【集会、結社及び表現の自由と通信の秘密の保護】

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

【居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由】

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【学問の自由】

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務】

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【教育を受ける権利と受けさせる義務】

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止】

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

【基本的人権の由来特質】

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の

実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

群馬県人権施策推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し、関係部局の相互の緊密な連携・協力を確保するため「群馬県人権施策推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 この推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定・推進に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な調整に関すること。
- (3) その他県の人権施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、生活こども課長とする。
- 3 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長は、前条に規定する者のほか、推進会議の運営上必要な者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要に応じ、一部の構成委員により推進会議を開催することができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、生活こども部生活こども課が行う。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行)

- この要綱は、平成16年6月28日から施行する。
- この要綱は、平成18年6月21日から施行する。(多文化共生支援室長の追加ほか)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)
- この要綱は、平成20年1月22日から施行する。(特別支援教育室長の追加ほか)
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(議長、部・課名の変更ほか)
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(委員の追加)
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(課名の変更)
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(部・課名の変更)
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(課名の変更)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(課名の変更)
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(地域包括ケア推進室長の追加)
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(部・課名の変更)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)

別表第1 群馬県人権施策推進会議構成委員

議長	生活こども課長	女性、同和問題、犯罪被害者等、インターネット、性的少数者、刑を終えて出所した人たち、拉致被害者
委員	ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長	外国籍の人たち
	生活こども課男女共同参画室長	女性
	児童福祉・青少年課長	インターネット(青少年関係)、こども
	介護高齢課長	高齢者
	健康長寿社会づくり推進課長	
	感染症・がん疾病対策課長	HIV感染者・ハセシ病患者等
	障害政策課長	障害のある人たち
	義務教育課長	義務教育全般
	義務教育課人権教育推進係長	人権教育全般
	高校教育課長	高校教育全般
	特別支援教育課長	特別支援教育全般
	生涯学習課長	社会教育全般
	健康体育課長	HIV感染者等
	警察本部警務部広報広聴課犯罪被害者支援室長	犯罪被害者等

群馬県人権教育・啓発推進懇談会 設置要綱

(目的)

第1条 県の人権教育・啓発の総合的・効果的な推進について、幅広く県民の意見を求めるため、「群馬県人権教育・啓発推進懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 この懇談会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 計画の総合的な推進及び調整に関すること。
- (3) その他県の人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 懇談会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又

は意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、生活こども部生活こども課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(任期の延長)

平成26年9月20日で任期満了となる委員については、第4条の規定にかかわらず、その任期を平成27年6月30日までとする。

(施行)

- この要綱は、平成16年6月28日から施行する。
- この要綱は、平成18年6月21日から施行する。(多文化共生支援室長の追加ほか)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)
- この要綱は、平成20年1月22日から施行する。(特別支援教育室長の追加ほか)
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(議長、部・課名の変更ほか)
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(幹事の追加)
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。(課名の変更)
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(部・課名の変更)
- この要綱は、平成26年8月1日から施行する。(任期の延長)
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(課名の変更)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(課名の変更)
- この要綱は、平成28年7月1日から施行する。(所掌事務の変更)
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。(地域包括ケア推進室長の追加)
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。(課名の変更ほか)
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(部・課名の変更)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(幹事の削除ほか)

群馬県人権教育・啓発推進懇談会 委員名簿（敬称略）

氏名	所属団体等
◎栗原 幸正 <small>くりはら ゆきまさ</small>	高崎健康福祉大学人間発達学部 学部長
木村 仁美 <small>きむら ひとみ</small>	弁護士、「Save ぐんま」運営委員会委員
中野 江津子 <small>なかの えつこ</small>	群馬県里親の会 理事
新井 健五 <small>あらい けんご</small>	（一社）群馬県介護支援専門員協会 理事
荻野 美恵子 <small>おぎの みえこ</small>	公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会 人権倫理委員会 委員
○加藤 勝二 <small>かとう かつじ</small>	（社福）視覚障害者福祉会 理事
若林 スエリ <small>わかばやし</small>	NPO法人伊勢崎日本語ボランティア協会 理事
川島 崇 <small>かわしま たかし</small>	群馬県医師会 副会長
伊佐山 智史 <small>いさやま さとし</small>	みどり市教育委員会事務局 社会教育課長
荒木 美枝子 <small>あらかみ みえこ</small>	群馬県PTA連合会 常任理事
黒岩 孝一 <small>くろいわ こういち</small>	群馬県人権擁護委員連合会 啓発広報委員長
江積 栄一 <small>えづみ えいち</small>	（株）ぐんま東庄 代表取締役社長
村田 智昭 <small>むらた ともあき</small>	群馬県農業協同組合中央会 総合企画部 部長
高橋 知 <small>たかはし さとる</small>	（社福）群馬県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
赤石 紀子 <small>あかいし のりこ</small>	（株）上毛新聞社編集局 次長

所属団体等は、令和5年（2023年）7月1日時点

◎会長 ○副会長

第 2 次人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画

令和6年3月発行

群馬県 生活こども部 生活こども課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL：027-226-2906 FAX：027-226-2100

群馬県庁ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/>